平成２３年（フ）第４４９号
茨城県水戸市大足町865番地の２
債務者　谷津　恵子
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
水戸地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４５０号
茨城県ひたちなか市大字中根5128番地１　ボナールＣ棟102号、住民票上の住所茨城県ひたちなか市大字中根5312番地の２
債務者　粟山　啓子
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
水戸地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４５１号
茨城県那珂市菅谷4518番地１　コーポ豊202
債務者　関根　知紘（旧姓日高）
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
水戸地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４６１号
茨城県小美玉市羽鳥2935番地８
債務者　仲野　喜之
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
水戸地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４６４号
茨城県水戸市吉沢町267番地の３ディアコート松103号
債務者　関　加寿美
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
水戸地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４１３号
函館市人見町13番11号
債務者　増田タカ子
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２２３９号
愛知県小牧市小牧１丁目145番地　大輪宿舎２棟404号
債務者　野方　　貢
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２４０号
愛知県小牧市小牧１丁目145番地　大輪宿舎２棟404号
債務者　野方　香折
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３８６号
名古屋市昭和区安田通２丁目11番地の３ビューハイツ１―203号
債務者　橋詰　澄夫
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４５０号
愛知県安城市美園町１丁目６番地８　コーポダイヤ205
債務者　谷口　　悟
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第４５１号
愛知県安城市美園町１丁目６番地８　コーポダイヤ205
債務者　谷口　妙子
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第４８０号
愛知県豊田市勘八町勘八96番地
債務者　梅村　満一
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第５０２号
愛知県安城市三河安城町２丁目17番地３　フローレンス三河安城504、従前の住所愛知県西尾市今川町仲屋敷59番地１　グリーンハイツ雅Ａ棟202号室
債務者　宮内　計典
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第５０５号
愛知県豊田市前山町３丁目10番地３　コーポ栄102号
債務者　秋山　照子
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第５０９号
愛知県安城市里町西山ノ田123番地２
債務者　川村栄子こと　カヴァムラ　エイコ
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第５４３号
兵庫県姫路市飾磨区下野田１丁目124番地
債務者　壷阪　嘉子
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第５５０号
兵庫県姫路市飾磨区細江384―１　ドミール細江Ｎ壱番109号室、住民票上の住所兵庫県姫路市中地42番地13
債務者　松岡　祥次
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部